

## 阿賀野市告示第32号

阿賀野市放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月1日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
阿賀野市放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱（平成21年阿賀野市告示第64号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第5条関係）

事業名	対象経費	基準額
放課後児童健全育成事業	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和4年1月27日付け府子本第65号）に基づく事業に要する経費	国が定める基準により算定した額
新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業	新潟県が定める新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（児童福祉施設等分）交付要綱（令和2年9月9日付け子第714号）に基づく事業に要する経費	新潟県が定める基準により算定した額
放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	国が定める令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱（令和4年1月14日付け府子本第18号）に基づく事業に要する経費	国が定める基準により算定した額

## 附 則

この告示は、令和4年3月1日から施行し、改正後の阿賀野市放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱の規定は、令和3年12月20日から適用する。